

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（本則関係）	1
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（附則第四条関係）	3

改正案	現行
<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは、「<u>百分の百六十二・五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは、「<u>百分の百六十七・五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>
<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>	<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>
<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「<u>学生が受けるべき学生手当の月額</u>」とする。</p>	<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「<u>学生が受けるべき学生手当の月額</u>」とする。</p>
<p>4（略） （生徒の給与）</p>	<p>4（略） （生徒の給与）</p>

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改正案	現行
<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十八条の二第二項中「同項」を「同条第三項中」とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする」と、同条第五項」に、「第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ」を「第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ」に改め、「規定」の下に「と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五（特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用</p>	<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十八条の二第二項中「同項」を「同条第三項中」とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項」に、「第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ」を「第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ」に改め、「規定」の下に「と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五（特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用</p>

を受ける職員にあつては百分の五十二・五」を加える。
(略)

適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五」を加える。
(略)